

介護保険法に基づく指定事業者の指定の取消しについて

1 概要

以下の事業所について監査を実施した結果、不正の手段による指定申請等の事実が認められたため、介護保険法第77条第1項及び第115条の9第1項の規定に基づき、指定居宅サービス事業所及び指定介護予防サービス事業所の指定を取り消すもの。

2 対象事業者及び事業所

(1) 事業者

法人名 有限会社しんせん

(2) 事業所

名称 リハビリデイサービスエーデル
所在地 兵庫県尼崎市大庄北2丁目21-4
事業の種類 通所介護及び介護予防通所介護

3 指定取消日 平成28年3月2日

4 指定取消しの理由 (通所介護及び介護予防通所介護とも同じ)

(1) 人員基準違反

サービスの提供日ごとに生活相談員を配置しなければならないが、平成25年6月1日から平成27年12月31日までの間、生活相談員を配置していない日があった。また、看護職員及び介護職員については、サービス単位ごとに、「サービス提供時間内に勤務する時間数の合計」を「サービスを提供する時間数」で除した数が1以上になるよう配置しなければならないが、平成27年3月1日以降、看護職員及び介護職員の配置が不足していた。

(2) 運営基準違反

通所介護計画及び介護予防通所介護計画並びにそれぞれのサービス提供記録を作成していなかった。

(3) 不正請求

平成27年3月1日以降、人員基準上必要とされる看護職員及び介護職員が1割を超える範囲で下回っているにもかかわらず、平成27年4月以降について人員基準欠如による介護給付費及び予防給付費の減算を行わず、介護給付費及び予防給付費を請求し、不正に受領した。

(4) 虚偽答弁

平成28年1月28日の監査において、非常勤の介護職員として配置している者について、平成25年6月1日から平成26年9月頃まで、常勤の生活相談員兼介護職員として配置していたと虚偽の答弁を行った。

(5) 不正の手段による指定

通所介護及び介護予防通所介護事業所の指定申請にあたり、生活相談員として勤務する予定のない者を「従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表」に記載し、基準を満たすかのような虚偽の申請を行って、不正の手段により指定を受けた。

5 介護報酬の返還

平成26年1月から指定取消日までの期間において、不正に請求し支払いを受けた介護給付費及び予防給付費を返還させるほか、当該返還額に100分の40を乗じて得た加算額を徴収する。
返還額 約530万円(うち加算金約150万円)